平成２９年（フ）第９０３号
札幌市東区北39条東５丁目１番５―802号
債務者　小枝　多恵
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１８号
札幌市西区発寒11条３丁目１番66―301号
債務者　髙松　宥人（旧姓竹谷）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２３号
札幌市白石区栄通３丁目１番17―205号
債務者　干場　勇希
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４号
群馬県高崎市新町2148番地２
債務者　梅澤千鶴子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第９７号
愛知県岩倉市北島町井領1045番地９
債務者　山場さゑ美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３２８号
堺市西区浜寺石津町中５丁11番34号　桜ハイツ304号
債務者　小柳　美智
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目１番18―110号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田４丁目16番16号　メモリアルタウン東住吉Ｅ棟　404号
債務者　岡　　知令
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４０３号
堺市美原区丹上349番地10、前住所堺市美原区真福寺328番地２
債務者　坂本　誠司
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４１９号
堺市南区宮山台３丁11番５号
債務者　坂枝　絵理
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４３６号
堺市堺区一条通５番９号
債務者　川村あずさ
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４７２号
大阪府松原市南新町１丁目５番14号
債務者　野田　聖子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４号
兵庫県篠山市郡家856番地３、前住所兵庫県丹波市山南町小新屋577番地22
債務者　本田香代子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第１８号
兵庫県篠山市大沢１丁目10番地16、前住所東京都品川区小山３丁目21番19―405号
債務者　鎌田ゆかり（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第３８４４号
東京都江戸川区西葛西３丁目７―24―407
ＷＩＮＧＳ　ＮＡＫＡＧＡＷＡ５
債務者　クン　チャムラン
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８６９号
東京都町田市鶴川５丁目３―３―205
債務者　目黒　良男
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８８３号
東京都葛飾区西亀有３丁目６―１　２Ｆ203
債務者　齋藤　修一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８８６号
東京都江戸川区上篠崎２丁目７―３　クロート第３　202
債務者　大森　佐知
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部